

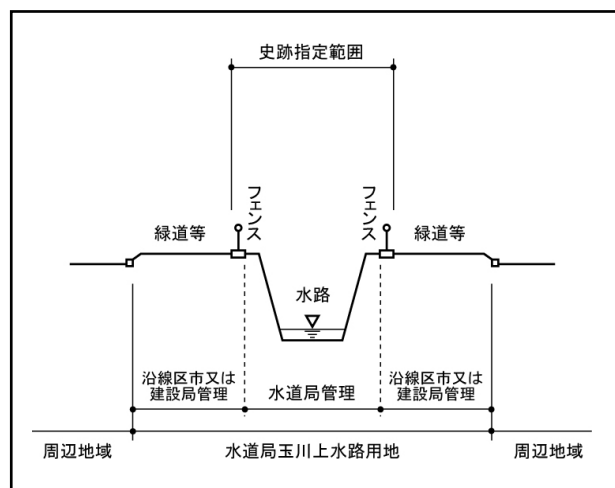
附属資料

附属資料 1 史跡・名勝指定区間・範囲

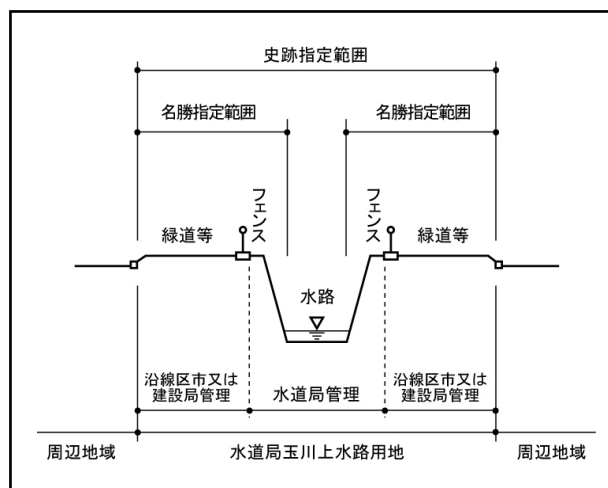


区間	範囲
上流部	羽村取水口～小平監視所
中流部	小平監視所～浅間橋
名勝指定区間	小川水衛所跡～境橋
下流部	浅間橋～四谷大木戸（ただし、開渠区間のみ）

＜史跡及び名勝指定区間図＞



史跡指定に係る範囲



史跡・名勝指定に係る範囲

＜史跡及び名勝指定区間範囲図（断面）＞

附属資料2 史跡玉川上水整備活用計画検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 史跡玉川上水整備活用計画について検討するため、玉川上水中流部の具体的な整備活用等に関して、学識経験者等の識見と経験から意見・助言を得ることを目的に、「史跡玉川上水整備活用計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるとともに、助言を行う。

- (1) 史跡玉川上水の保存管理に関すること。
- (2) 史跡玉川上水の整備活用に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(構 成)

第3条 検討委員会は、6名以内の委員で構成し、委員は、水道局長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第5条 検討委員会に、委員の互選による委員長を置く。

2 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者を出席させ、又は他の方法により意見を聞くことができる。

(会議等の公開)

第7条 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議等」という。）は、原則として公開とする。ただし、委員長は公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(検討委員会の庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、東京都水道局経理部管理課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する

【委員名簿】

◎委員長 ○委員長代理 (五十音順、敬称略)

委 員 氏 名	所 属 等*
石飛 博之	公益財団法人給水工事技術振興財団専務理事
◎ 亀山 章	東京農工大学名誉教授
○ 篠原 修	東京大学名誉教授
知花 武佳	政策研究大学院大学教授
鶴田 由美子	公益財団法人日本自然保護協会参事
吉田 ゆり子	東京外国語大学名誉教授

(※令和6年4月現在)

附属資料3 史跡玉川上水整備活用計画改定の検討経緯

開催日	名称	内容（議事等）
令和5（2023）年 5月23日	第1回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会	・「史跡玉川上水整備活用計画」概要 ・施策の取組状況と現状 ・計画改定の方向性
令和5（2023）年 9月4日	第2回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会	・計画改定検討の前提条件 ・保存整備の進め方
令和5（2023）年 11月7日	史跡玉川上水整備活用計画の改定に係る住民説明会	・計画の改定に係る検討状況について ・意見交換
令和5（2023）年 12月25日	第3回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会	・植生管理の進め方 ・保存整備の進め方・施策案 ・活用整備の進め方
令和6（2024）年 2月9日	史跡玉川上水整備活用計画の改定に係る住民説明会（第2回）	・計画の改定に係る検討状況について ・意見交換
令和6（2024）年 3月28日	第4回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会	・植生管理の進め方・管理案 ・活用整備の進め方・施策案 ・改定計画について

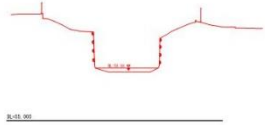
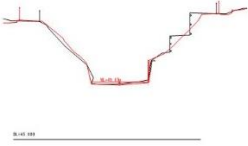
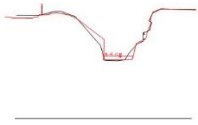
附属資料4 意見募集（パブリックコメント）

パブリックコメント実施後、いただいた御意見を
こちらに掲載いたします。

附属資料5 中流部の水路・法面の現況

ゾーン	ゾーン1 (小平監視所～いこい橋)	ゾーン2 (いこい橋～小川水衛所跡)	ゾーン3 (小川水衛所跡～小金井橋)	ゾーン4 (小金井橋～境橋)
水路の主な特徴	直壁状、オーバーハング状の法面が連続する、深い素掘り開渠			傾斜状の水路
水路の断面形状 (注1及び注2)	【小平監視所～西中島橋】 	【いこい橋～新小川橋】 	【貫井橋～小金井橋】 	【新小金井橋～関野橋】
水路深の目安 (注3)	7～8メートル	4～8メートル	5～6メートル	3～5メートル
水路・法面の現況 (注4、注5及び注6)	右岸 小平監視所～西中島橋 ＜擬木柵、連続繊維補強土工＞ 右岸 ⇄ 左岸 西中島橋～小川橋 ＜コンクリート擁壁、擬木柵＞ 右岸 ⇄ 左岸 百石橋～寺橋 ＜練石積＞ 右岸 ⇄ 左岸 百石橋～寺橋	右岸 ⇄ 左岸 いこい橋～新小川橋 ＜コンクリート擁壁、擬木柵(右岸)＞ 右岸 ⇄ 左岸 新小川橋～鷹の橋 右岸 ⇄ 左岸 新小川橋～鷹の橋 ＜擬木柵(右岸)＞ 右岸 久右衛門橋～鎌倉橋 ＜コンクリート擁壁、擬木柵＞	右岸 一位橋～桜橋 右岸 ⇄ 左岸 桜橋～八左衛門橋 右岸 小桜橋～西屋橋 ＜コンクリート擁壁、練石積＞ 右岸 貫井橋～小金井橋 ＜空石積＞	右岸 ⇄ 左岸 小金井橋～陣屋橋 右岸 小金井橋～陣屋橋 ＜空石積＞ 右岸 ⇄ 左岸 新小金井橋～関野橋 ＜コンクリート擁壁＞ 右岸 ⇄ 左岸 曙橋～くぬぎ橋

【参考】 大正期から昭和40年頃 の玉川上水の様子	(①：昭和17年 野火止用水分水口上流)	(②：昭和32年頃 たかの台付近)	(③：昭和32年頃 喜平橋付近)	(④：昭和29年 梶野橋上流)
---------------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------

ゾーン	ゾーン5 (境橋～萬助橋)	ゾーン6 (萬助橋～東橋)	ゾーン7 (東橋～浅間橋)	(脚注) 注1：赤線は令和4年度横断測量調査結果を、黒線は平成19年度横断測量調査結果を示している。ただし、測量方法の差異により、中心位置が一致していない可能性がある。 注2：断面図左側が左岸を、右側が右岸を示している。 注3：これまで実施した現地調査結果等を参考に、各ゾーンの目安を示している。 注4：写真は令和2年1月から2月にかけて撮影したものである。 注5：写真の左側が右岸を、右側が左岸を示している。 注6：は平成21年に策定した整備活用計画により施工した箇所を、は計画策定より前から存在する護岸を指している。 注7：平成19年度の横断測量調査結果が無いため、令和4年度の横断測量調査結果のみ掲載している。
水路の主な特徴	傾斜状の水路	急傾斜の法面と多数の護岸	傾斜状で比較的深い素掘り開渠	
水路の断面形状 (注1及び注2)	【桜橋～松美橋（注7）】 	【宮下橋～東橋】 	【岩崎橋～浅間橋】 	
水路深の目安 (注3)	4メートル	4～6メートル	5～6メートル	
水路・法面の現況 (注4、注5及び注6)	 右岸 ⇄ 左岸 独歩橋～桜橋  右岸 ⇄ 左岸 松美橋～大橋 ＜コンクリート擁壁＞  右岸 ぎなん橋～けやさき橋 ＜ふとん籠工＞  右岸 ⇄ 左岸 三鷹橋～むらさき橋 ＜コンクリート擁壁(左岸)＞	 左岸 井の頭橋～若草橋 ＜水生生物用ﾌﾞﾛｯｸ、緑化ﾌﾞﾛｯｸ＞  右岸 ⇄ 左岸 若草橋～宮下橋 ＜コンクリート擁壁、擬木柵＞  左岸 宮下橋～東橋 ＜大型ﾌﾞﾛｯｸ積工＞  右岸 宮下橋～東橋 ＜練石積＞ ＜連続繊維補強土工、植生土のう＞	 右岸 長兵衛橋～牟礼橋 ＜コンクリート擁壁＞  右岸 ⇄ 左岸 牟礼橋～兵庫橋  右岸 牟礼橋～兵庫橋 ＜コンクリート擁壁、擬木柵＞  右岸 ⇄ 左岸 岩崎橋～浅間橋 ＜木柵(右岸)＞	

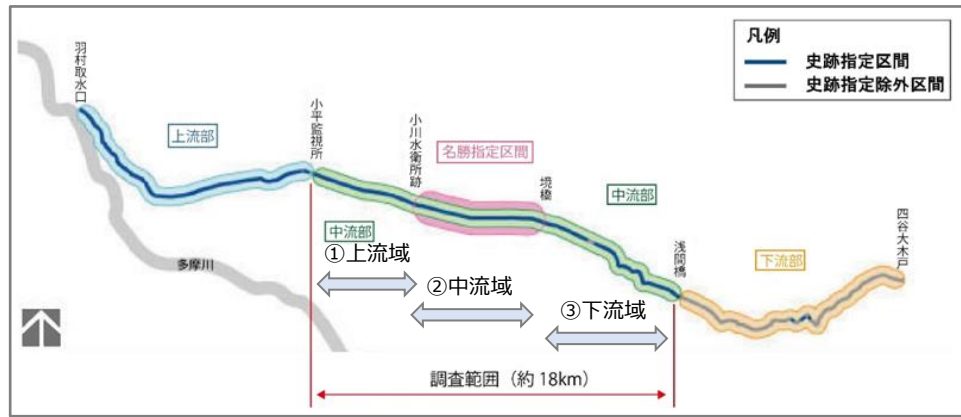
【参考】 大正期から昭和40年頃 の玉川上水の様子	 (⑤：昭和8年頃 境浄水場付近)	 (⑥：大正～昭和前期 牟礼分水口付近)	 (⑦：大正～昭和前期 烏山分水口付近)	(出典) 【写真①、④、⑥及び⑦】 東京都水道歴史館所蔵 【写真②及び③】 小平市立図書館所蔵 【写真⑤】 「境浄水場拡築工事概要」 東京都水道局、昭和8年3月
---------------------------------	--	--	--	---

附属資料 6 中流部の自然環境調査結果

【調査の概要】

令和4年度から令和5年度にかけて、小平監視所から浅間橋までの原則として水路を挟むフェンス間を調査対象地とし、下図の3つのエリアに区分して自然環境調査（※）を実施しました。

※植物調査：植物相・林床植生、動物調査：小動物・鳥類・昆虫類・水生生物



＜植物相調査＞

早春季・春季・夏季・秋季調査を通じて、人里の林内や草地に一般的に見られる種を中心に、130科708種（亜種変種含む。）が確認され、重要種としては、キンラン、ギンラン、エビネなど、27科47種が確認されました。

上流域の高木層は、コナラ、イヌシデ等が多くみられ、イヌザクラ、エノキ、エゴノキなどが混生し、武蔵野の面影を色濃く残す雑木林が発達しています。林内は比較的開けており、キンラン、ギンラン、ホソバヒカゲスゲ、ヤマジノホトトギスなど、明るい林床を好む種が生育しています。

中流域は全体としてはケヤキの大径木が目立つ落葉広葉樹林となっており、ヤマザクラ、ムクノキなどが混生している区間とヤマザクラを中心にサクラ並木として管理されている区間に分かれています。明るい樹林下では、アマナ、ニリンソウ、ノカンゾウが広範囲で多数確認されたほか、ノジトラノオ、ヒトツバハギなどが見られます。

下流域では、ムクノキ、ケヤキ、エノキ、コナラなどの落葉広葉樹林が広くみられ、一部に竹林やヒノキ等が生育しています。全体的に緑地帯の幅が狭く、法面も勾配があるため、生育種はやや単調となっていますが、比較的傾斜が緩く明るい林床では、アズマザサ、ヒトツバハギ、キンランなどが見られます。

＜小動物調査（哺乳類、爬虫類、両生類）＞

春季・夏季・秋季・冬季調査を通じて、哺乳類は2目4科4種、爬虫類は2目6科6種確認されました。本調査においては、両生類は確認されませんでした。重要種については、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アズマモグラなど6種が確認され、特定外来生物ではアライグマ及びミシシippアカミミガメが確認されました。

玉川上水周辺は、小動物の生息には適さない市街地となっていますが、上水沿いに残された樹林や草地は、これらの哺乳類や爬虫類の重要な生息環境となっています。哺乳類については、痕跡や無人撮影により、アズマモグラとハクビシンが確認されました。また、爬虫類については、水路沿いの樹林や草

地でニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビが確認されたほか、水辺でミシシippアカミミガメが確認されました。

＜鳥類調査＞

春季・夏季・秋季・冬季調査を通じて、樹林・林縁を生息環境とする種や都市環境に適応した種を中心に、9目23科37種の鳥類が確認されました。重要種では、カワセミやモズ、オナガなどの10科12種が確認され、特定外来生物ではガビチョウが確認されました。

上流域ではクヌギ、コナラ等の高木が発達しており、多くの鳥類が確認されました。特に、重要種のオナガ、カワセミ、イカルなどが確認されていることが特徴です。

中流域では、コゲラやメジロ等のほか、重要種のオナガ、ヤマガラ等が確認されていますが、他の区間と比べて確認種数がやや少ない傾向にありました。

下流域の林相は、落葉広葉樹と常緑樹が混交した樹林で、大規模緑地である井の頭公園に隣接する区間もあり、多くの鳥類が確認されています。ただし、多くは都市部に見られる一般的な種類でした。松影橋付近でも緑地に接し、樹林性のアオゲラやアオバトなどが確認されているほか、土壁にカワセミの営巣も確認されており、重要な場所となっています。この区間では、重要種であるツミ、カワセミ、オナガ等が確認されています。

＜昆虫類調査＞

春季・夏季・秋季調査を通じて、樹林性や草地性の種など、15目131科444種が確認されました。重要種では、ハグロトンボ（春季・夏季・秋季）、ダイミョウセセリ（夏季・秋季）、ハチモドキハナアブ（夏季）、ヒゲブトハナムグリ（春季）など9科10種が確認され、特定外来生物ではアカボシゴマダラが全域的に確認されました。

上流域では、コクワガタ（夏季）、カブトムシ（夏季）、エゾオナガバチ（春季）など、樹林性の種（主に雑木林などに生息する種）が多く確認されました。

中流域では、開花植物も多く、ハナアブ類やハナバチ類などの訪花性の種も他の区間に比べて多く見られました。昆虫類の生息環境としては、樹林とその林縁に広がる明るい草地が主要なものであり、他の区間に比べて多様な環境が維持されていると言えます。

＜水生生物調査＞

春季・秋季調査を通じて、魚類4種、トンボ類4種など、4綱10目15科20種の水生生物が確認されました。重要種ではハグロトンボ、オオアメンボ、ホンサナエが確認され、特定外来生物ではアメリカザリガニが確認されました。

上流域は、水深は比較的浅く、小規模な瀬と淵が連続する区間です。カワムツやカワヨシノボリなどの魚類やオナガサナエなどの昆虫類が特徴的にみられ、安定した水生生物相がみられました。

中流域は、一部に瀬や淵もみられますが、流れの緩やかなトロ状の環境が多くみられ、そのような環境では水深が比較的深く、1メートル以上の場所もあります。特に、小金井橋付近は流れが緩やか且つ直線的で単調な環境になっており、このような場所では水生生物は少ない状況にありました。

下流域は、全体的に樹木に覆われ、暗く鬱蒼としている場所が多く、こうした暗い場所でも、水生生物は少ない状況にありました。

【参考】確認された生物種数と重要種

項目	確認数		重要種（※1）				
動植物調査結果	科数	種類数	科数	種類数	環境省重要種	東京都重要種	種名（※2）
植 物	130	708	27	47	9	42	コヒロハハナヤスリ、マツサカシダ、コモチシダ、ヘラシダ、トウゴクシダ、アスカイノデ、ネズミサシ、ハンゲショウ、ウマノスズクサ、 ニッケイ 、カタクリ、ホトギス、アマナ、 シラン 、 エビネ 、ギンラン、 キンラン 、ササバギンラン、 クゲヌマラン 、 マヤラン 、コクラシ、アヤメ、ノカンゾウ、ヒメニラ、キツネノカミソリ、アマドコロ、ヤマズメノヒエ、ホソバヒカゲスゲ、アズマザサ、イカリソウ、ニリンソウ、イチリンソウ、キクザキイチゲ、アズマイチゲ、チダケサシ、レンリソウ、キハギ、クララ、ツルフシバカマ、エドヒガン、 シロヤマブキ 、エビガライチゴ、ヒトツバハギ、 ノジトラノオ 、コムラサキ、カリガネソウ、 フシバカマ
哺乳類	4	4	1	1	0	1	アズマモグラ
爬虫類	6	6	5	5	1	5	ニホンスッポン 、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ
両生類	0	0	0	0	0	0	
鳥 類	23	37	10	12	1	12	アオバト、ダイサギ、コサギ、ツミ、 オオタカ 、カワセミ、アオゲラ、モズ、オナガ、ヤマガラ、ウグイス、イカル
昆虫類	131	444	9	10	2	8	ハグロトンボ、マユタテアカネ、リスアカネ、ダイミョウセセリ、ヒカゲチョウ、ハチモドキハナアブ、ヒゲブトハナムグリ、アカアシオアオカミキリ、 オオセイボウ 、 モンズズメバチ
水生生物	15	20	3	3	0	3	ハグロトンボ、ホンサナエ、オオアメンボ

※1 重要種とは環境省又は東京都のレッドリストに掲載されている種を指す。

※2 重要種のうち環境省のレッドリストに掲載されている種は赤字で記載している。

<爬虫類>



ニホンカナヘビ



ヒガシニホントカゲ



ニホンスッポン

<植 物>



キンラン



マヤラン



エビネ



ギンラン



ノジトラノオ



アマナ

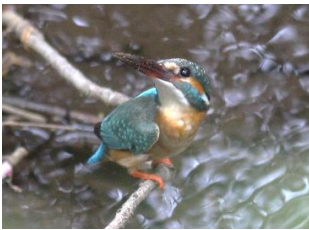


ニリンソウ



アズマザサ

<鳥 類>



カワセミ



オナガ



コサギ



ヤマガラ

<昆虫類>



マユタテアカネ



ヒゲブトハナムグリ



ハチモドキハナアブ



オオセイボウ

<水生生物>



ハグロトンボ



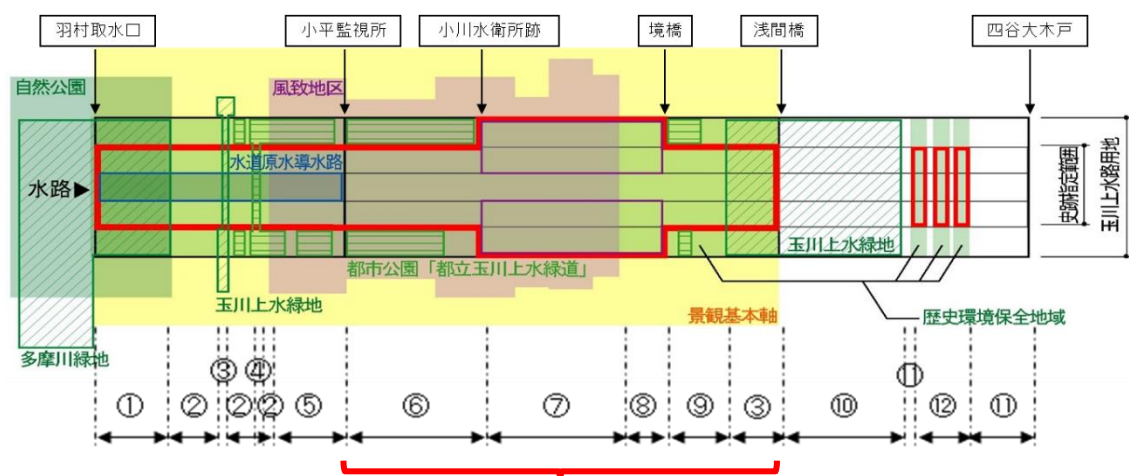
ホンサナエ



オオアメンボ

附属資料 7 玉川上水に関する関係法令・計画等

(「史跡玉川上水保存管理計画書」P15 より)



中流部

指定区域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
 史跡「玉川上水」	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
 名勝「小金井（桜）」							○	○				
 玉川上水風致地区					○	○	○					
 都市計画玉川上水緑地			○									
 都市計画多摩川緑地	○											
 都立羽村草花丘陵自然公園	○											
 玉川上水歴史環境保全地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
 玉川上水景観基本軸	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
 水道原水導水路	○	○	○	○	○							
 都市公園「都立玉川上水緑道」				○								

* ⑩⑪ (灰色の網掛け部分) は、史跡指定範囲外

* 玉川上水景観基本軸については、平成 19 年から景観法に基づく東京都景観計画に位置づけられている。

附属資料 8 現状変更等に係る行為に対する許可等の取扱方針一覧

現状変更に係る行為に対する許可等の区分	許可・届出を必要としない行為	届出による対応で、許可を必要としない行為
現状変更に係る行為の分類	保存管理としての維持管理	保存管理としての復旧（修理）
現状変更に係る行為に対する許可等の取扱方針	① 史跡と名勝の保存に係る「維持管理」は、許可・届出を必要としない行為と捉え、継続できるようにする。	② 史跡と名勝の価値を継承するための「復旧（修理）」は、届出による対応で、許可を必要としない行為と捉え、史跡と名勝の保存に影響のない範囲で行う。
具体的な現状変更等に係る行為	ア 水路機能維持のための管理行為 - 水路の維持管理（あぐた 芥揚げ・水路清掃・浚渫・水路内の土砂等堆積物や植物（シュロ、アオキ等）の除去）等 - 分水施設の手動バルブの保守点検・日常的な補修等 イ 小金井サクラのための管理行為 - ヤマザクラの剪定、添え木等の設置、病虫害防除、清掃、施肥等 ウ その他の維持管理行為 - 水衛所跡や第2水門、スクリーン等の近代水道関連施設における日常的な補修、清掃等 - 橋梁の日常的な補修（塗装の同系色での塗り替えを含む。）、橋面や高欄が破損した場合の応急措置、橋面清掃、保守点検等 - 横断管路等の日常的な補修（塗装の同系色での塗り替えを含む。）、破損した場合の応急措置等 - 柵や境界石等、管理施設の日常的な補修（塗装の同系色での塗り替え、同材かつ同基礎位置（同じ深さ）での一部取替えを含む。）、破損した場合の応急措置等 - 街灯やカーブミラーの清掃、保守点検等 - 標識・信号機等の日常的な補修（塗装の同系色での塗り替え、同材かつ同基礎位置（同じ深さ）での一部取替えを含む。）、破損した場合の応急措置等 - 植栽木等（サクラ並木、その他の植栽木、植栽植物）の枯損木伐採、倒木・落枝等の除去、支障枝剪定、植栽木刈込み、サクラの病虫害防除等 - 植生（樹林地）の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、枯枝清掃）、ツル切り、下刈り、植生（草地）の草刈り等 エ 非常災害時に必要な応急措置 - 地震や豪雨等の非常災害時に、構成要素のき損や滅失を未然に防止するため行う応急的な措置	ア 水路機能維持のための復旧（修理） - 水路内の崩壊土砂の除去、漏水や法面・護岸の崩壊・洗掘箇所における木柵工・土のうでの応急的な措置と盛土による原状復旧（修理） - 分水施設の崩壊（今も分水機能がある場合には、設備の不備により分水機能に支障をきたしている場合を含む。）や老朽化した箇所における原状復旧（修理） - 法面・護岸保護工施行箇所のき損・劣化箇所における原状復旧（修理）等 イ 小金井サクラのための復旧（修理） - 傾いたり折損したりしたヤマザクラの応急的な措置

許可を得る必要がある行為	
保存管理としての改良（保存整備） 及び改良（活用整備）	公益上必要な施設に係る新規整備
③ き損や劣化防止のための「改良（保存整備）」と、史跡と名勝の活用に資する「改良（活用整備）」は、許可を得る必要がある行為と捉え、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い、許可を得る。	④ 公益上必要な施設に係る新規整備は、許可を得る必要がある行為と捉え、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い、許可を得る。
ア 水路の改修 ・ 法面・護岸の崩落防止のための整備や、活用に資する再現のための整備等 イ 小金井サクラのための保存整備 ・ ヤマザクラ更新のための植栽 ・ 枯死したヤマザクラの伐採や抜根等 ・ ヤマザクラの生育回復のための土壌改良 ウ 史跡指定範囲内のその他施設における改良 ・ 第2水門、スクリーン等近代水道関連施設における導水路機能に支障をきたす崩壊等に対応した補修等 ・ 石碑類の倒壊、基礎の劣化等を修復するための保存整備 エ 建築物の新築・増築・改修・補修・撤去 ・ 活用に寄与する施設の新築（増築・改修・撤去）等 オ 道路や橋梁の改修・補修・撤去（架け替えは「公益上必要な施設に係る新規整備」に含む。） ・ 既存の道路・橋梁の老朽化等により必要となる改修・補修 ・ 公益上の機能を終え、必要性がなくなった道路・橋梁の撤去 カ 横断管路や道路の附属物等の改修・補修・撤去（付け替えは「公益上必要な施設に係る新規整備」に含む。） ・ 既存の横断管路、道路の附属物の改修・補修・撤去 キ 史跡の管理や活用に必要な施設の新設・改修・補修・撤去 ・ 柵や境界石等の管理施設や説明板等、活用のために必要な施設の新設・改修・補修・撤去 ク 植生における木竹等の伐採・抜根及び植栽 ・ 史跡に影響を及ぼす危険性がある木竹等の伐採 ・ 上記と同一の理由による木竹等の抜根（除去） ・ 活用のための樹木や草花等の植栽 ・ 草地の流亡等により裸地化した法面の草地への改良、衰退した貴重な植物の再生 ケ 上記以外における、土地や水路の形状変更 ・ 学術調査を目的とした発掘調査等	ア 道路や橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む。） ・ 公益上必要な道路・橋梁の新設や架け替え（拡幅）等 イ 横断管路や道路の附属物等の新設・付け替え ・ 公益上必要なガス・電気・排水等の横断管路や標識・信号機等、道路の附属物、史跡保存のための解説板等の新設・付け替え

附属資料 9 現状変更の取扱基準の内容

ア 現状変更（軽微な現状変更以外のもの：文化庁長官の許可が求められる行為）

改良（保存整備）

1) 水路の改修（保存のための整備等）

- ・ 整備の必要性を明らかにし、史跡への影響が最小限となる範囲で現状変更を許可する。

2) 道路・橋梁の改修・撤去

- ・ 事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・ 撤去にあわせ、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて現状変更の許可を得た上で確認調査を行い、地下遺構の有無を確認する。

3) 植生における木竹等の抜根

- ・ 史跡や水路機能への影響が最小限となる範囲で抜根を行う。
- ・ 計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に現状変更の許可を得た上で確認調査を行い、地下遺構の有無を確認する。

4) 学術調査の発掘や、整備のための事前確認調査 注1)

- ・ 学術研究上、整備のための事前調査上、重要な箇所等について、必要に応じて実施する。
- ・ 調査の必要性を明らかにするとともに、計画的に実施する。
- ・ ボーリング、貫入調査など、地面を掘削する地質調査

改良（活用整備）

1) 水路の整備

- ・ 活用のための護岸の再現や景観向上等を目的とした水路の整備は、必要性を明らかにする。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

2) 建築物の新築・増築・改修・撤去

- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 水路上部（水路に附属する覆蓋構造物上部を含む。）への建築物の新築は認めない。

3) 樹木等の植栽

- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 自然環境や景観等との調和を図った在来種を基本とする。

公益上必要な施設に係る新規整備

1) 道路・橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む。）

- ・ 事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・ 計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて現状変更の許可を得た上で確認調査を行い、地下遺構の有無を確認する。

2) 横断管路の新設・付け替え

- ・ 事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・ 計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて、現状変更の許可を得た上で確認調査を行い、地下遺構の有無を確認する。

3) 道路の附属物の新設・付け替え

- ・ 道路の附属物とは、標識や信号機等、道路に附属する施設とする。
- ・ 2) の横断管路の新設・付け替えと同様の扱いとする。

イ 軽微な現状変更（区市の教育委員会の許可が求められる行為）

改良（保存整備）

1) 仮設建築物（工事用プレハブ等）の新築・増築・改修・撤去 [イ] 注2)

- ・ 仮設建築物とは、3ヶ月以内の期間限定の小規模建築物で、工事用プレハブ等の建築物とする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

2) 工作物の設置・改修・撤去、又は道路の舗装若しくは修繕 [ハ] 注2)

- ・ 工作物とは、基礎等（掘削や土地の改変を伴う工事）を必要としない軽微なものとする。
- ・ 「道路の舗装若しくは修繕」とは、未舗装道路のでこぼこの均し、あるいは既に舗装整備が行われている舗装の一部の補修とする。掘削や土地の改変が必要となる行為は、アの「公益上必要な施設に係る新規整備」の「1）道路・橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む。）」とする。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

3) 横断管路や埋設されている電線等（既存の施設）の改修・撤去 [ホ] 注2)

- ・ 横断管路や埋設されている電線等とは、既存のもので掘削が「埋設の際に掘削された範囲」を超えないものに限る。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

4) 道路の附属物（既存の施設）の改修・撤去 [ハ] 注2)

- ・ 道路の附属物とは、標識や信号機等、道路に附属する施設とする。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

5) 植生における木竹等の伐採 [ト] 注2) 注3)

- ・ 木竹等の伐採とは、根元までの幹の切断とする。
- ・ 掘削や土地の改変を伴う伐採は、アの「改良（保存整備）」の「3）植生における木竹等の抜根」の取扱いとする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

改良（活用整備）

1) 史跡の管理に必要な施設の新設・撤去 [ニ] 注2)

- ・ 史跡の管理に必要な施設とは、標識、説明板、境界標（境界石）、囲い（柵）等とする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

2) 史跡の活用に必要な施設の新設・撤去 [ハ] 注2)

- ・ 史跡の活用に必要な施設とは、誘導のための案内板、ベンチ等とする（建築物は除く。）。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

注1) 以前に地下遺構の有無を確認した箇所において、再度の確認調査を伴う事業を実施する場合は、調査の必要はない。

注2) 掲載の内容が対応する文化財保護法施行令第5条第4項第一号の項目記号を示す。
(附属資料10参照)

注3) 名勝区間における木竹等の伐採のうち、危険防止のために必要な伐採以外は文化庁長官の許可が必要となるため、伐採に当たっては、文化庁長官による許可の要否を所管の区市の教育委員会に協議する事。

附属資料10 文化財保護法等に係る規定

1. 文化財保護法第125条（抜粋）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

※ 下線：文化庁長官の許可が必要となる事項を示している。

※ ■■■：許可の必要がない事項に関して示している。

2. 文化財保護法施行令第5条第4項（抜粋）

第5条第4項 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条及び次条第2項第1号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第1号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第 7 項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第 2 項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

3. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号） 最終改正：平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号（一部抜粋）

（維持の措置の範囲）

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定

後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

4. 文化財保護法第168条(抜粋)

(重要文化財等についての国に関する特例)

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第一号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第一号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

5. 文化財保護法第33条、同119条第1項、120条、127条第1項(抜粋)

(滅失、き損等)

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所有者による管理及び復旧)

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を（中略）準用する。

（復旧の届出等）

第 127 条 第 1 項 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。